

鹿児島純心女子中学・高等学校
いじめ防止基本方針



目 次

I	はじめに	p.1
II	いじめに対する基本認識	
III	いじめ防止に関する基本姿勢	
IV	いじめ防止対策委員会	
V	具体的な取組	p.2
	（１）未然防止について	
	（２）早期発見について	
	（３）対応・処置について	
	（４）年間計画	
VI	P T Aとの連携	p.4
VII	関係機関との連携	
VIII	重大事態への対応	
	（１）対象となる事態	
	（２）取組	
	重大事態対応フロー図	p.5

I はじめに

本校は、カトリック的人生観に基づき、聖母マリアを理想と仰ぎ、聖母にならい愛徳、純潔、謙遜、信頼、勤勉の諸徳を修め、強固な意志と鋭敏な良心をもって生涯を貫く力を涵養し、高い知性と豊かな教養に富む女性を育成することを教育目標に掲げている。ひとりひとりを大切にし、神様にも人にも喜ばれる女性を育てることが創立の精神である。

いじめは全くの人権侵害であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格形成への重大な影響のみならず、生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同年10月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。このため本校では平成26年3月に策定された「鹿児島県いじめ防止基本方針」を参考にしつつ、いじめ問題にさらに積極的に取り組み、本校の実情に応じたいじめの防止、早期発見及び対処のための対策を推進するために「鹿児島純心女子中学・高等学校いじめ防止基本方針」をここに作成するものとする。

II いじめに対する基本認識

- ①いじめはどの学校でもどの学級（寮・部活動）でもどの生徒にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為である。
- ③いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ④いじめる生徒に対してもその心の問題や根本原因を明らかにすることが真の解決につながる。
- ⑤いじめの傍観者となることも、いじめを助長し加担することとなる。
- ⑥いじめは学校、家庭、地域社会のそれぞれが一体となって取り組むべき問題である。

III いじめ防止に関する基本姿勢

- ①すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組みながら心身ともに成長していけるように、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。
- ②いじめ防止の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。
- ③いじめを生まない環境にするために、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間観を構築できるよう、すべての教育活動の充実を図らなければならない。
- ④いじめ防止のために、中高一貫校である本校は、生徒の成長段階に応じて柔軟に、かつ教職員が一致協力して対応していかななければならない。

IV いじめ防止対策委員会

いじめ防止、及びいじめに関する諸問題に対し、総合的、効果的に対処するために、「いじめ防止対策委員会」を組織する。

生活指導委員会（校長、教頭、生活指導主任、学年生活指導部、学年主任、関係生徒の担任）を母体とし、必要に応じて部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー、舎監等で構成する。必要に応じて学年会、主任会、職員会議で情報を共有する。

V 具体的な取組

(1) 未然防止について

本校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を促す。

- ①教職員は朝終礼、授業、部活動はもちろん休み時間、作業時間など、学校生活における生徒の様子及び友人関係についてよく観察する。
- ②本校の教育方針に則って中高ともに週1時間ずつ行われている、中学の「道徳」、高校の「宗教」の授業を中心として、各教科の授業においても、互いを思いやる心、生命を大切に
する心を育成し、いじめについて適宜取り上げる。
- ③常日頃から生徒及び、その人間関係について、教職員間で情報を交換し、共有し合う。
- ④教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、いじめを誘発・
助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑤労作錬成会やバザーなど各学校行事を通じて、奉仕の精神や協力する態度を養い、よりよ
い人間関係の構築、社会性の育成を目指す。
- ⑥生徒にとってわかりやすく楽しい授業を心がけ、すべての生徒が積極的に授業に参加でき
るよう工夫する。また学力不足の生徒のサポートにも心がける。
- ⑦インターネットを通して行われるいじめ防止のために、情報の授業や、日々の朝終礼、携
帯に関する講習会などを通して情報モラルに関する指導の充実・改善に努める。
- ⑧生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら行動できる集団作りに努める。

(2) 早期発見について

日頃から生徒・保護者との信頼関係の構築に努め、生徒のささいな変化であっても軽視
することなく早期発見に努める。

- ①いじめアンケート調査の実施（各学期1回ずつ年3回実施）
- ②コミュニケーション期間（各学期1回ずつ年3回実施）において、担任と個別面談を
行い、生徒が相談しやすい体制作りを行う。
- ③必要に応じて諸検査を実施し、生徒個人やクラスの性質、傾向をつかみ、指導に役立てる。
- ④学校ネットパトロール事業との連携により、インターネット上でのいじめに対する対策を
行う。

(3) 対応・処置について

いじめ問題が生じた時には、詳細な事実確認に基づき、迅速に適切な対応を取ることが
重要となる。

- ①学級担任、副担任、学年主任を中心に、関係生徒に対して学年で事実確認を行う。学級担
任が一人で問題を抱え込まないようにする。
- ②担任や学年を超えた指導が必要と判断された場合には、生活指導主任に報告し、さらに詳
細な事実確認を行うと同時にいじめ防止対策委員会を招集し、指導方針を決定する。
- ③必要ならばスクールカウンセラーと連携し、助言を受けながら指導にあたる。
- ④被害生徒への適切なケアについては、担任、副担任、学年主任、スクールカウンセラーを
通して十分に行う。

- ⑤保護者に連絡し、事実関係について適切な説明を行う。
- ⑥いじめる生徒には行為の善悪、状況を理解させ、反省・謝罪をさせる。その上でいじめる生徒の精神的ケアにも留意する。
- ⑦法を犯す行為に対しては、早急に警察などに相談して協力を求める。

(4) 【年間計画】

学期	生徒関係	職員関係
4 月	・ 家庭訪問，三者面談 ・ 春の遠足 ・ 中 1 ・ 高 1 コミュニケーション講座 ・ 労作錬成会（年間で 1 回実施）	・ いじめ防止対策委員会年間計画確認 ・ 家庭状況・本人の状況把握 ・ 小中間、中高間の連携を随時行う ・ クラス作り
5 月	・ 聖母行列（奉仕活動）	・ 奉仕活動の計画と実施
6 月	第 1 回コミュニケーション期間	・ 個別面談により本人の状況・人間関係の把握 ・ 校内授業研究
7 月	・ 第 1 回いじめアンケート	・ アンケートの分析と対応
8 月		・ 職員黙想会
9 月		・ いじめに関する校内研修（適宜）
1 0 月	・ 第 2 回コミュニケーション期間	・ 個別面談により本人の状況・人間関係の把握
1 2 月	・ 第 2 回いじめアンケート	・ アンケート分析と対応
1 月		
2 月	・ 第 3 回コミュニケーション期間 ・ 黙想会	・ 個別面談により本人の状況・人間関係の把握、次年度に活かす
3 月	・ 第 3 回いじめアンケート	・ アンケート分析と対応 ・ 今年度反省と次年度への引継

※講演会を実施

VI P T Aとの連携

- ①学級P T A、学年P T A、P T A総会等で保護者への情報発信をはかり、情報を共有する。
- ②保護者が悩みを相談できるように、担任、養護教諭、スクールカウンセラーとの相談窓口の周知を図る。
- ③保護者に対し、携帯やインターネット問題についての啓発を行う。
- ④「かごしま教育ホットライン24」（県教育委員会）、「P T Aすくすくライン」（県P T A連合会）など、いじめ問題に悩む生徒や保護者が相談できる機関を紹介する。

VII 関係機関との連携

- ①警察署との連携：生徒指導に関する会議の中での定期的な情報交換や協議の実施。
特にスクールサポーターと連携し、効果的な活用を図る。
- ②鹿児島市少年サポートセンター：補導活動からの情報を得る。
- ③県中央児童相談所との連携

VIII 重大事態への対応

（1）対象となる事態

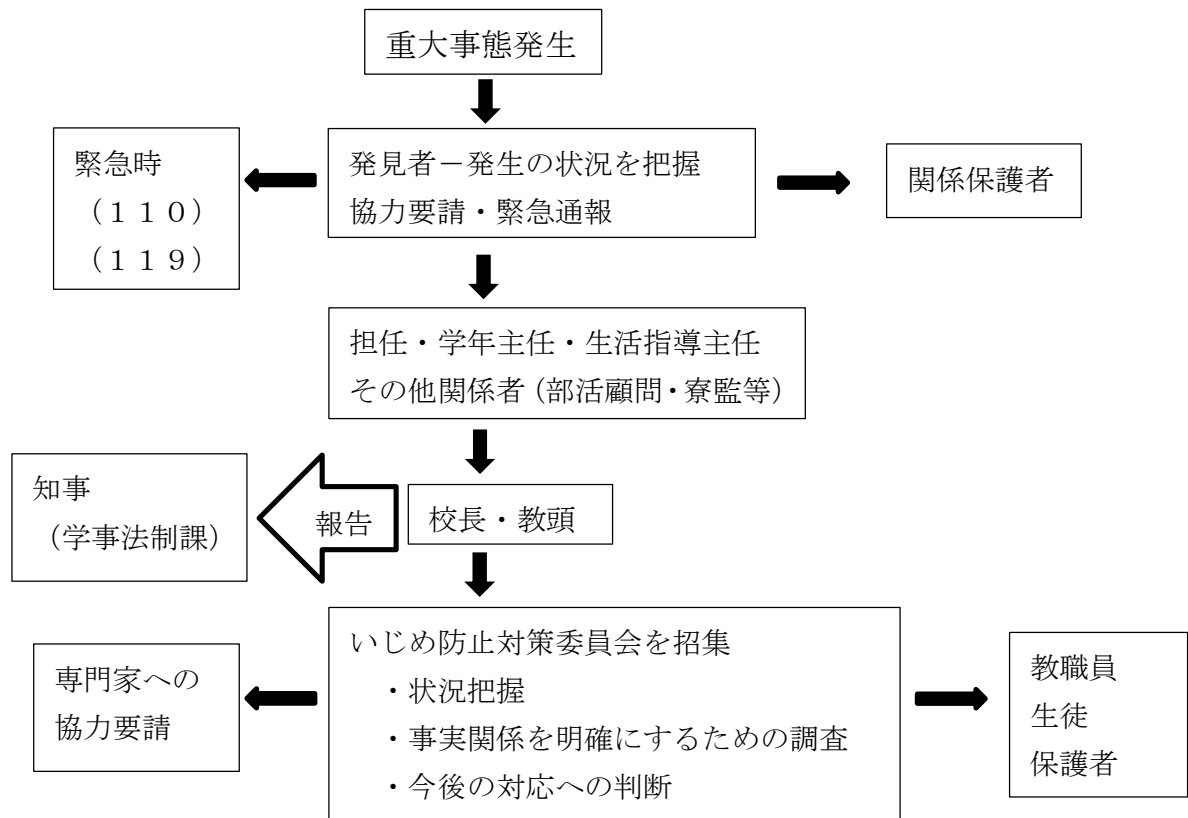
- ①いじめにより、本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合
- ②いじめにより、本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされてしまった場合

（2）取組

原則的には「V 具体的な取組」に沿って行われる。

- ①その事案が重大事態であると判断される時は、いじめ防止対策委員会を中心に事実関係を明確にするための調査を行う。必要ならば新たに適切な専門家（弁護士・医師・心理の専門家、学識経験者等）の協力を求める。
- ②当該担任、学年主任、生活指導主任は速やかに管理職への報告を行い、管理職は県知事への報告を行う。
- ③調査結果について、いじめを受けた生徒並びに保護者に対して必要な情報を適切に提供する。
- ④加害者及びその保護者に対しても、調査によって明らかとなった事実関係について適切に説明し、指導を行う。
- ⑤重大事態への対処、または当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。

【重大事態対応フロー図】



必要があると認める時

再調査機関による再調査

- ・委員構成は弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するもの
- ・当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加をはかり、調査の公平性、中立性の確保が求められる。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明

